

博士論文要旨

論文題名：コ・プロダクション論の展開 —スウェーデンの親協同組合就学前学校と日本の医療福祉生活協 同組合の事例を中心に—

立命館大学大学院経済学研究科

経済学専攻博士課程後期課程

オダマキ トモコ

小田巻 友子

コ・プロダクションとは、1970年代にアメリカの行政学者 Vincent Ostrom が提起した公共的なサービス生産過程での自発的な専門家と利用者の協働がサービスの質や量を高めること、を意味する概念である。近年、コ・プロダクションの概念は、福祉分野において、サービスの供給と管理に市民を関与させ、サードセクター組織を巻き込む新しい手法として注目を集めている。しかしその定義は論者により様々で、未だ統一されたものは存在しない。そこで本稿では、先行研究の精査、コ・プロダクションの典型事例であるスウェーデンの親協同組合就学前学校と、本稿で新たにコ・プロダクションの事例と位置づけた日本の医療福祉生活協同組合、両主体へのインタビュー調査から、コ・プロダクション概念の明確化と、コ・プロダクションにおけるサービスの質や量への影響とはなにかを理論的・実証的に分析する。本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、公的サービス供給過程へのコ・プロダクション概念適用の端緒となった先行研究の1つである Parks ら (1981) をもとに、コ・プロダクション概念に見る効率性とは何かについて検討する。

第2章では福祉サービスを提供する協同組合に見られるコ・プロダクションの事例から、コ・プロダクションの本質を明らかにすることを目的とする。本章では、第1に、各論者によって様々な用いられているコ・プロダクションの概念を分析し、欧米と日本での概念受容の差異を説明する。第2に、福祉サービス分野におけるコ・プロダクションの典型事例として、スウェーデンの親協同組合就学前学校（以下、親協同組合）、新事例として日本の医療福祉生活協同組合（以下、医療福祉生協）を取り上げる。そして、その効果を分析することを通して、コ・プロダクションとは、ポスト福祉国家において、行政と専門家のサポートに基づく利用者主権を実現するサービス供給システムだと結論付ける。

第3章では、スウェーデンの就学前学校にみられるコ・プロダクションの程度を、5つの事業形態別に分析していく。スウェーデンの親協同組合就学前学校にみられるコ・プロダクションについて考察した Pestoff(2009)や Vamstad(2007,2012)等の先行研究では、利用者そして職員の満足度を高める要因の1つとして、直接的なサービス生産過程における親の関与が親と職員のコミュニケーションの機会を増やし、サービスの質を高めると指摘されていた。しかし、筆者が2015、2016年に行った12校の親協同組合就学前学校での学校責

任者へのインタビュー調査では、直接的なサービス生産過程への利用者（親）の関与の低さと、意思決定の場での利用者の根強い関与の形が明らかとなった。次に、筆者は職員協同組合、親と職員の協同組合、民間営利企業、基礎自治体の運営する就学前学校にて、親協同組合と同様のインタビュー調査を実施した。そこでは、形態ごとに異なる利用者・専門家・行政の合意形成の在り方が観察され、協同組合型就学前学校のみで、コ・プロダクションが観察された。以上から、本稿では、意思決定の場における利用者と職員双方の参加と、実質的な決定権の程度が利用者と職員の満足度を高める効果をもつコ・プロダクションの最も重要な要因であると結論付けた。

第4章では、日本の医療福祉生協の近年の変容を、ろっこう医療生協を事例に分析する。医療福祉生協は、事業として医療や介護サービスを供給するとともに、利用者である組合員が、職員、地域住民と協働しながら、くらしや福祉にかかわる様々な活動・運動をする。事例調査では、医療福祉生協の事業の決定や活動においても組合員と職員の協働が観察された。

第5章では、今日の福祉領域において広く流布したコ・プロダクションが、「第三の道」の代表の1つとされるスウェーデンでどのように取り入れられたのか、NPMからNPGへの流れの中で整理することを通じて、コ・プロダクションの社会政策的な位置づけを明らかにする。

終章では、ヨーロッパ諸国でのNPMからNPGへの転換、あるいはコ・プロダクションによる福祉供給といった新潮流が、歴史的にも文化的にも異なる日本においてどのような意味を持ちうるのか、福祉社会論や日本の地域包括ケアシステムに見られる市民の参加とコ・プロダクション論との齟齬を示しながら明らかにする。そして、コ・プロダクション概念のさらなる発展をみすえ、本稿では詳しく取り上げなかった協同組合以外の事業体が供給する公共的なサービスについては、利用者のサービス生産への参加をどのように理解することができるかを検討する。

本稿で一貫して取り組まれる問いは「望ましい福祉供給の在り方とは何か」である。この鍵概念として、本稿では効率的なサービス生産の在り方としてコ・プロダクションを取り上げた。そしてその効率性とは、第1に、行政による資金提供に基づくサービスの量の確保と、専門家のサポートに基づくサービスの質が保障されたうえで、利用者自身がサービスの生産過程において大きな決定権を持つ点、第2に、専門家と利用者間に生じる情報の不完全性を解消し、利用者のニーズにあったサービスを提供できる点にあると結論付けた。

他方で、近年、協同組合を取り巻く環境は大きく変化している。法人格の如何、また法人格の有無を問わず、社会的目的を有する経済組織が「社会的企業」という名称で括られ、世界各地で急成長している最近の傾向から鑑みて、福祉供給主体にとって重視されるべきは、組織形態ではなく、上述したように利用者のニーズにあったサービスを提供できること、利用者がサービスの供給において大きな決定権をもつシステムであることを意味しており、言い換えれば、コ・プロダクションが成立しているかどうかのたと本研究では展望する。

コ・プロダクションの概念は、理論的には、本稿で取り上げた協同組合の供給する福祉サービスに限定されるものではない。公的機関・民間営利・サードセクターへのコ・プロダクション概念の適用を通して、福祉サービスの供給を「誰が担うべきか」の供給論から「誰が主権を持つべきか」の主体論への発展を試みる点で、本稿は日本の福祉供給スキームの構築に一定の貢献をなしえるものだと考える。